車　両　売　買　契　約　書（案）

売払人　士別市（以下「甲」という）と買受人　○○○○（以下「乙」という）とは車両の売買について、次の条項により契約を締結する。

（売買物件）
第１条　甲は、その所有する次に掲げる車両（以下「物件」という）を、乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。
（１）車　　名
（２）年　　式
（３）車台番号
（４）型　　式
（５）種別・用途
（６）乗車定員
（７）総排気量

（売買代金）
第２条　この物件の売買代金は、金０００，０００円（うち消費税及び地方消費税００，０００円）とする。

（契約保証金）
第３条　乙はこの契約を締結するにあたり、契約保証金を納付しなければならない。
２　前項の契約保証金には、事前に納付した入札保証金を充当する。
３　第１項の契約保証金には、利息を付さない。
４　乙の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除されたときは、第１項の契約保証金は甲に帰属する。

（代金の納付）
第４条　乙は、 売買代金から契約保証金を控除した金額を、甲が発行する納入通知書又は銀行振込により、令和７年９月１６日午後２時３０分までに指定金融機関に納付しなければならない。

（所有権の移転）
第５条　物件の所有権は、乙が代金を完納したときに、乙に移転するものとし、これに要する経費は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）
第６条　甲は、売買物件を現況有姿のまま乙に引き渡すものとする。
２　売買物件の引渡し期限は、原則、当該物件の所有権が移転した日から起算して３０日とする。なお、引渡し指示後の売買物件の保管責任は乙が負うものとする。
３　乙は当該物件の受領後、速やかに売買物件受領書を甲に提出しなければならない。
４　乙は、売買物件の引渡し及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、甲の指示に従うとともに、輸送手配等の手続きについては、乙が行わなければならない。
５　前４項に要する費用は、乙の負担とする。

（契約不適合責任）
第７条　乙は、売買物件が相当期間公用車として使用されていたことを容認して第２条記載の金額で購入するものであり、この契約締結後において、甲に対して物件の品質を理由とする一切の追完請求、代金減額請求、解除、損害賠償等の一切の責任を求めないものとする。

（危険負担）
第８条　乙は、売買物件の所有権移転の時から引渡しの時までにおいて売買物件が甲の責

めに帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。この場合において乙は、代金の支払を拒むことができないものとする。

（契約の解除）

第９条　甲は、乙がこの契約に定める事項を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（原状回復）

第１０条　乙は、甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、指定する日までに物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、原状のまま返還することができる。

（返還金等）

第１１条　甲は、第９条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　甲は、解除権を行使したときは、乙が負担した契約の費用は返還しない。

３　甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

（損害賠償）

第１２条　乙は、この契約に定める義務を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（返還金の相殺）

第１３条　甲は、第１１条第１項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第１４条　この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（裁判管轄）

第１５条　この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の解決）

第１６条　この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲と乙が協議のうえ解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し甲乙記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和７年９月　　日

甲　　士別市東６条４丁目１番地
士別市長　　渡　辺　英　次

乙　　○○市
買受人